

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	藤江和明君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	古藏敦	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。

また、一般質問の議員 1 人当たりの制限時間をこれまでの40分以内から30分以内に短縮し、内容も大きなテーマを 1 題までとさせていただきます。御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、8番 安田功君、9番 角田寛君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（後藤省治君） 日程第 1、一般質問を行います。

2番 廣瀬隆博君。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） おはようございます。2番 廣瀬隆博です。

ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、新型コロナウイルスへの対応について町長にお尋ねします。

このたび、新型コロナウイルスに罹患されました国内外の皆様にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々に心より御冥福をお祈り申し上げます。

また、罹患者などへの治療、検診等に従事されました医療関係者の皆様に感謝の意を表します。

垂井町におきましては、岐阜県と相まって早野町長は罹患者を出さないという強い信念のもとに垂井町新型コロナウイルス感染症対策本部を早急に立ち上げられ、屋外放送による啓発も町長自ら皆さんに協力の依頼を幾度となくされ、放送啓発をされたところであります。

このことは、過去の災害等を含め町長自らが放送啓発をされたことはなく、その強い信念が町の皆さんとともに私も十二分に受け止め、手洗い、手消毒やマスクの着用などの習慣化に努めております。

そこで、今後の対応について教育と子育て支援に関わる対策についてお尋ねいたします。

こども園や小・中学校などの新型コロナウイルス感染拡大防止対策と、それに伴う影響を緩

和するための対応について、以下、お尋ねします。

1点目、休業中の学習支援及び学習遅れへの対応等の学習支援状況について。

2点目、運動や文化活動、学校行事などの進め方について。

3点目、児童・生徒の心のケア、また過度な負担が生じていると思われる保護者や教員の皆様へのケアについて。

4点目、学校等におけるマスク、消毒液等の配備状況について。

5点目、給食時の感染リスク対策について。

以上の5点についてお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） おはようございます。

廣瀬議員から、教育と子育て支援に係る新型コロナウイルスへの対応につきまして、5点御質問いただきました。私からは、1点目から3点目の御質問にお答えいたします。

まずもって、長期に及ぶ未曾有の臨時休業となりましたが、この間、児童・生徒が感染者になることもなく、また交通事故等に遭うこともなく、学校再開を迎えることができました。これも、児童・生徒の保護者、御家族の御理解・御協力等、地域でながら見守りをいただいている皆様のお力添えのおかげと感謝申し上げます。

また、児童・生徒の我慢すること、家で学習することなどの努力も認め褒めてあげたい、そんな思いであります。

それでは、1点目の御質問、学習支援状況、休業中の学習支援及び学習遅れへの対応につきましてお答えいたします。

臨時休業に入りましてから、各小・中学校は、児童・生徒が家庭で学習しやすいよう、自ら学ぶ力を高める家庭学習用ワークシートを作成したり、ホームページで学習に役立つ情報を提供したりしてまいりました。その後、5月31日までの臨時休業期間延長が決まったときには、新しい学年の教科書を使って予習が進められるよう、西濃地区の市町教育委員会が協力しまして、西濃版ワークシートを作成し、活用したところでございます。

学校を再開した後は、この西濃版ワークシートを授業の中で活用しながら学習活動を進めているところでございます。

また、児童・生徒が家庭におきましても計画的に学習を進められるように家庭学習プランニングシートを作成しまして、定期的に配付及び回収をして、家庭学習の進捗状況の把握に努めてまいりました。

次に、臨時休業に伴います学習遅れへの対応につきましてお答えします。

学習遅れに対応します必要な授業日と授業時間数を確保するために、夏季休業日は8月1日から8月16日までとし、18日間の授業日を、冬季休業日は12月27日から1月5日までとし、2日間の授業日を確保しています。

また、8月を除きまして7月から月1回の土曜日授業を行い、8日間の授業日を確保しています。そのほか、運動会や文化祭、社会見学や宿泊研修は中止しまして、そうした行事の時間とその取組や練習に充ててきた時間は授業を実施いたします。

ただいま申しあげました対応をすることによりまして、昨年度末に指導できなかった分と今年度行う指導分を加えた授業時間数は、十分に確保することができると考えております。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の御質問、運動や文化活動、学校行事等の進め方につきましてお答えいたします。

学校が行います運動や文化活動をはじめ各種行事等の進め方につきましては、岐阜県教育委員会の学校再開ガイドラインに基づきまして、町の臨時校長会を重ねながらこれまで検討してまいりました。

集団感染のリスクが高い3つの条件、密閉空間、密集、近距離での会話などの密接、いわゆる3密が同時に重なることを徹底的に回避することや、手洗い、マスクの着用などの感染症対策の徹底という基本的な考え方の下に延期や中止を決定してまいりました。

ガイドラインに示されております大人数による活動はできるだけ避けること、体育祭や文化祭、学習発表会、遠足など、児童・生徒等が密集して長時間活動する学校行事は延期または中止すること、修学旅行や研修旅行等、宿泊を伴う行事は集団による宿泊やバス等での移動により集団感染のリスクが高いと考えられるため、延期または中止することなどを踏まえまして、感染リスクの高い運動会、体育大会、文化祭や合唱関係の行事につきましては、原則として中止としたところです。

また、そのほかの学校行事等の取扱いにつきましても、学校再開ガイドラインに沿って決定し、学校のホームページなどを通じて保護者の皆様へ周知したところでございます。

なお、修学旅行につきましては、その教育的意義や児童・生徒の心情等に配慮しまして、現段階では中止とするのではなく延期とし、引き続き検討してまいりたいと考えております。

今後もそれぞれの学校行事等の実施に当たりましては、感染リスクを最小限にすることを前提に、十分吟味した上で進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3点目の御質問、児童・生徒や保護者への心のケア、また過度な負担が生じているであろう教員への心身の体調管理につきましてお答えいたします。

長期の臨時休業でございました。その間、外出の自粛や行動制限が続いたこと、また毎日繰り返される新型コロナウイルス感染症に関わる不安な報道等が、子供たちの心に影響を与えていることを心配しておりました。また、人と人との接触回避を徹底されたことによりまして、友達や教職員との接触を避けることがあるかもしれない、そんなことも懸念しておりました。

そこで、各学校はホームページや学校だより等によりまして、町のスクールアドバイザーや県のスクールカウンセラーなどの身近な相談窓口を紹介したり、県の相談窓口を紹介したりしてまいりました。また、スクールアドバイザーの助言によりまして、寝つきが悪い、なかなか

起きられない、食欲がないなど、家庭で見られる心配される子供たちの具体例を不安を抱える子供たちに見られる状態や訴えとしてお示しし、保護者の気づかれた小さな異変については早めに学校にお知らせいただくようお願いしてありました。そのほか、各学校は臨時休業中も家庭訪問や電話訪問を行い、児童・生徒と話す中で教育相談を行ったり、保護者の御心配をお聞きしたりしてまいりました。

特に、長期の休業から学校再開する際の心身の状態が一番心配されますので、5月20日付の文書で、子供たちの心身の健康チェックと教育相談につきまして周知をいたしました。その文書に基づきまして、6月1日からの学校再開時には心身の健康チェックシートを使いまして、児童・生徒の悩みを把握し、学級担任や養護教諭など児童・生徒が相談しやすい、あるいは相談したい教職員と早期に教育相談ができるようにするとともに、必要に応じてスクールアドバイザーやスクールカウンセラー等のカウンセリングが受けられるようにしております。また、この心身の健康チェックシートは2週間後にも同じように実施し、変化を捉えるようにしているところでございます。

教職員につきましては、感染防止に十分留意しながら授業を進めることはもちろん、児童・生徒の体調チェックや消毒作業等、これまでにない気を遣う勤務を行わねばならず、心身に負担が生じていることと考えております。現在、スクール・サポート・スタッフを配置しまして、教職員の事務的な業務などの負担を軽減できるようにしておりますが、教職員に対しては定期的にメンタルヘルスチェックを行ったり、管理職による面談を行ったりしながら、必要に応じて町のスクールアドバイザーのカウンセリングが受けられるよう体制を整えております。

何分にも先行きの見えない新型コロナウイルス感染症でありまして、これからも、これまではない様々な課題が生まれるかもしれないと心配しているところであります。児童・生徒、保護者の皆様、教職員の心のケアにつきましては、今後も早期発見・早期対応ができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 私からは、廣瀬議員からの御質問のうち、4点目の学校等におけるマスク、消毒液等の配備と、5点目の給食時の感染リスク対策についてお答えをさせていただきます。

まず、学校等におけるマスク、消毒液等の配備につきましては、町といたしましても、学校再開に向けてマスクや消毒液等の確保に努めてきたところでございますが、そのような中、除菌セット、除菌アルコール液、手作りマスク、市販のマスク、フェースシールドなど、心温まる御寄附も数多く頂き、多くの方々に支えられていることに感謝申し上げますとともに、そうした事実を児童・生徒にも伝え、豊かな心の育成にもつなげているところでございます。

その上でマスクにつきましては、町といたしましても、市販のマスクを準備し、学校規模に

応じて配付をしておりますが、このほかに国から布製のマスクが支給をされております。

次に、教師の表情や口の動きが見えるようにすることで、児童・生徒の不安を軽減したり、学習効果を上げたりすることを趣旨として、小学校の低学年、特別支援学級、通級指導教室を対象に透明マスクを準備し、また児童・生徒に近づいて指導する場合などに使用するフェースシールドについても準備、全教職員に配付をいたしたところでございます。

また、マスクなどの着用により聞き取りにくくなる声を補うため、ポータブル拡声器についても準備し、各学校に配付したところですが、学校の生徒からは聞き取りやすい、広いところで授業を受けるので聞こえるか心配だったけれども、実際に授業が始まってそんな不便は感じたことがありません、先生がマイクを使って話してくれるので安心して聞くことができますといった声を聞いております。

アルコール消毒液につきましては、どの学校も1か月以上の備蓄はございますが、新たな確保に努めているところであります。また、今回の学校再開に合わせて児童・生徒一人一人に消毒用アルコールジェルも配付をいたしました。

そのほか、非接触型体温計につきましても現在準備を進めているところでございますが、今後も適正な確保、管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、5つ目の質問、給食時の感染リスク対策についてでございます。

学校給食につきましては、今週6月8日から簡易給食で再開をいたしました。

学校給食は、児童・生徒の健やかな育ちを支える重要な役割がある一方、感染のリスクが高い活動でもあり、感染対策に特に注意をする必要があります。

町では、県の学校再開ガイドラインに基づき、手洗いの徹底、献立の工夫、配膳や片づけの工夫など、感染リスクをできる限り軽減するよう努めております。

まず、手洗いの徹底につきましては、給食当番だけでなく、全員が手洗いとアルコール消毒を徹底し、教師がそれを見届けるようにしております。また、給食の実施に当たり、一日も早く新しい学校生活の中での給食に慣れること、感染防止に十分配慮できる習慣を身につけること、緊張感を持って給食に臨む意識を定着させることなどを目的に各学校に使い捨て手袋を配付して、給食再開後当分の間、給食当番や教職員がそれを着用して配膳ができるよう準備をしております。

次に、献立の工夫についてでございます。

町では、6月8日からの1週間は、個別包装された簡易給食を提供しております。また、6月15日からは通常の給食を提供いたしますが、献立を1品少なくした上で必要な栄養素を摂取できるように具材を多くしたり、配膳しやすくするために汁物にとろみをつけて提供していく予定でございます。

そのほか、給食時間においては、会話を控えること、机を向かい合わせにせず間隔を空けて食べること、必ず学級担任等が在室し、児童・生徒の活動を見届け指導することをどの学校でも徹底するよう指導しております。

あわせて、御家庭では毎日の登校前にお子さんの検温などをしていただいておりますが、学校では特に給食当番に当たる児童・生徒が健康な状態であることを確認するよう努めております。引き続き、御家庭での検温、健康チェックカードの記入の徹底をお願いしてまいります。

教職員及び児童・生徒が新しい生活様式に慣れ、楽しい給食時間になるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは廣瀬議員からの御質問について、子育て推進課が所管します保育園・幼稚園・こども園の対応についてお答えをさせていただきます。

2つ目の御質問からでございます。

行事等につきましては、園児の感染防止及び健康・安全の確保を最優先に考え、運動会をはじめ、なかよしうたごえ交流会や親子遠足などを中止とさせていただきました。園児のみによる遠足は実施したいと考えています。また、そのほか実施する行事等につきましても、規模や方法等感染防止対策を検討してまいります。

3つ目の園児や保護者への心のケアにつきましては、国が定める保育指針において保育の目標は、十分に擁護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子供の様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ることとされています。改めて、これら指針などを踏まえ、適切な保育を実施していきたいと考えます。また、指針には、保育士は専門性を生かして保護者への援助にも当たらなければならないこととされており、長期休園に伴う保護者からの相談等にも適切に対応し、園児のみならず保護者にも寄り添った保育を実施してまいります。

一方、長期休園が明けたばかりの現在の園は、例年の4月と同様の状況です。職員には、入園したてで園になじめていない園児たちへの対応や、暑くなり始めたことによる園児たちの体調管理に加え、新型コロナウイルス感染症対策という新たな業務が一斉に発生しております。当然、園児、保護者への支援は保育士という専門職の職務ではありますが、そういった職員の負担等も踏まえ、管理監督職はより一層、職員の体調管理に注意してまいります。昨年、園長たちが協議し、メンタルヘルスチェックシートを作成しておりますので、このシートも十分活用したいと考えております。

次に、4つ目のマスク、消毒液の配備につきましては、まず感染症の流行当初の入手困難な折、園の関係者の方をはじめ、様々な方や団体から寄附を頂きましたことに対して、改めて感謝申し上げます。

マスクについては、各園に対し、町で確保したマスクに加え、寄贈いただいたマスクを配付いたしました。また、県からのマスクも配付したところでございます。

消毒については、各園の保有量を調査し適宜購入しておりますが、国における手指消毒エタノール等の優先配分制度にも登録し、毎月の配分による確保にも努めております。

5つ目の給食時の対応につきましては、園には保育士による食事の援助が必要な乳幼児もい

ますので、完全とは言えないまでも、原則、向かい合わない、間隔を空けるなどの取組を行っています。

以上が御質問への回答でございますが、つい先日、ある園では保護者から、感染症対策ありがとうございます、感謝いたしますとのメッセージを頂きました。園の職員一同、大変うれしく思いました。

保育園・こども園等はその特性上、完全な予防策を講じることは困難ですが、引き続き感染症防止対策に取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 廣瀬議員の御質問に対しまして、総括的といいますか、まとめて私のほうから御回答申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスの対応につきましては、いまだ先行きが見えず不安ばかりが大変大きくなり、ややもすれば心が折れそうな状況でございます。だからこそ、自分を含めて家族はもとより大切な人の命や健康、暮らしと日常を守るために、地域全体が組織や団体の垣根を超えて協力し合い、感染拡大の防止に取り組んでいかなければならないと考えております。

そして、この闘いにつきましては、想像以上に長期にわたることが予想されておまして、これまで以上に町民お一人お一人の強い意思と覚悟、そして互いに力を合わせながら支え合うことが必要ではないかと、そのように考えております。

この間、垂井町におきましては、8回にわたり対策本部を開催してまいりました。ここで決定いたしました様々な対策を展開しておるところでございます。私も5回にわたりましてホームページで町長メッセージとして、町民の皆様へのお願いとエールを送りながら、そしてまた屋外放送を使いながら、自分の言葉で発してまいりました。

御質問いただきました教育、保育への対応につきましては、教育長はじめ担当課長からそれぞれ御回答申し上げたところでございますが、現場におけます感染症対策と子供の学習機会の確保が何より大変重要ではないかと、そのように考えております。一昨日から本格的に再開をいたしました小・中学校におきましては、毎朝、児童・生徒の皆さんが通学する姿を見て、町に少しずつではございますけれども活気が出てきたなあと感じる今日この頃でございますが、児童・生徒への過度な負担が生じることのないように配慮するとともに、体調管理のほか職員も含めまして心のケアにも十分留意し、きめ細かな指導を万全の態勢をもって行ってまいりたいと、そのように考えております。

今後とも町民の皆様への命と健康、安全・安心な暮らしを守るために、国・県、そしてまた関係機関、各種団体や事業者の皆様と一丸となりまして、新型コロナウイルス感染症対策に力を傾注してまいりますので、議員の皆様におかれましても引き続き、御支援、御協力をお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

○2番（廣瀬隆博君） どうもありがとうございました。

教育長様、また学校教育課長様、子育て推進課長様、それと町長様、最後までまとめていただきまして誠にありがとうございます。私、5分以内に質問させていただきましたが、本当に皆さん、熱のある答弁いただきましてありがとうございます。町民の方々も、本当に垂井町が頑張っているということがよく分かったと思っております。

時間もございませんので、ほかにまた質問しようと思いましたが、また今言われましたことを精いっぱい頑張りたいと思います。私どもも共に頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳 理君） 改めまして、おはようございます。

議長の許可を頂きましたので、私のほうからは、コロナウイルス感染予防対策給付事業についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

先ほども廣瀬議員のほうから教育についてのことをお話しいただきました。

今年に入って国内でもコロナウイルスの感染が拡大をし、非常事態宣言が全国規模で発令をされました。本町においても、小・中学校では2月末より児童・生徒が登校できない状態が続き、学校から子供たちの姿や声が消えてしまって、ひっそりと静まり返る日々が続いております。6月より本格的に分散登校が可能となり、少しずつではありますが、登下校の風景を見ると元の姿に戻りつつあると感じております。学校付近の方々からの安堵の声が少しずつ聞かれるようになっております。

しかしながら、コロナウイルスが消滅したわけではなく、非常事態宣言発令以降は日本経済へ与えた打撃は大きく、多くの業種において自粛の影響によるかつてないほどの消費の減速と、先行きへの不安から多くの相談が垂井町商工会にも寄せられております。その声を少しでも拾うために、商工会員向けのコロナウイルスアンケート調査を実施いたしました。その回答数は決して多くありませんけれども、中間報告として産業課のほうにも届けさせていただいております。売上の減少とそれに伴う資金繰りなど、経営環境の悪化を懸念する声、またコロナウイルス感染への不安と今後の感染防止対策などが主なものとなっております。特に、非常事態宣言が解除されたとはいえ、多くの経済活動が停滞している状況に変わりなく、今後の対応に追われる経営者の苦悩の声が私のところにも寄せられております。

国においても、コロナウイルス感染対策として経済施策が公示され、多くの給付事業や特別融資制度、雇用対策など具体的に示されているものの、手続の煩雑さやスピード感、そもそも相談窓口につながらないなどの状況もあると聞いております。

その中で、本町においても独自のコロナウイルスに関する対策事業が示されたところであり、大変感謝するところであります。多くの町民が従来の生活を維持・継続するために必要なことを原点として考慮された事業ばかりと思っておりますが、感染予防対策に取り組む事業主の観点から

御提案したい事業を申し上げます。

非常事態宣言解除以降は以前の生活を取り戻すためのものであり、これまで以上に3密を避けるための感染対策を施していくことが最も重要なこととなります。お客様もお店もその対策に取り組んでいくことが最も重要な要件となっていきます。また、工場内で働く従業員やその事業者も同様であります。その対策に幾ら費用がかかりますか。また、マスクや消毒液はもちろん、手袋の着用など、消耗品だけでもこれまで必要とされてこなかった経費が重くのしかかってまいります。また、お店や事業者の状況によっては、飛沫防止用のアクリル板の設置や空気清浄機の設置など、一時金としての費用もかさんでまいります。

仮に、マスク非着用のお客様が来店時にはマスクを提供してでも着用し入店していただくことを考えなければなりません。これら新型コロナウイルス感染対策のための経費がいつまで続くのか、また先の見えないコストとして計上しなければなりません。これら、当面の一時金として申告のあった事業者向けに給付することを御提案申し上げます。こうした事例は他市町でも実施されておりますので、参考にされて御検討いただきますようお願いを申し上げます。

またあわせて、垂井町商工会においても相談窓口を設け、会員はもとより会員以外の事業者の相談も受付準備を整え、中小・小規模事業者をしっかりと支援していきたいと考えております。ただし、アフターコロナの日常生活に戻つつある現状ですので、早急には実施していただきたいと思っております。これまで町民目線を軸足においてこられた早野町長です。このことは十分に御理解を頂けると思っております。

最後に、町長自らの早急には実施する旨の答弁を頂き、再質問なしで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤埴議員の新型コロナウイルス感染予防対策給付事業についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、議員もおっしゃったとおり、国内外に与えた影響は非常に大きく、岐阜県におきましても、去る5月14日に緊急事態宣言が解除されたとはいえ、いつ何時襲ってくるかもしれない第2波、第3波に不安を抱えた中、町内事業者の皆様におかれましては、停滞した経済活動の再開のために懸命に取り組まれておりますことに敬意と感謝を申し上げたいと思っております。

御案内のとおり、2月28日に垂井町の対策本部を設置してから実に77日ぶり、そしてまた4月16日に国の緊急事態宣言が発出されてから約1か月ぶりに、この感染症に係ります宣言が解除されたこととなります。この間、町民の皆様におきましては、本町の感染症拡大防止のため多大な御理解と御協力を頂きましたことに対しまして、この席をお借りしまして感謝を申し上げます。

当町といたしましても、町民の生活や経済活動に様々な影響が生じておりますことから、町

民の皆様や事業者、労働者の皆様を応援するために雇用調整助成金の上乗せ助成を行うなど、国・県と連携した事業のほか、水道基本料金の免除でありますとか、たるいっ子応援給付金、店舗・事業所等の賃料の補助、そしてまた勤労者離職支援金など、町独自の支援策を去る広報6月号と同時に町民に周知し、幅広く実施をさせていただいておりますところでございます。現時点におきましては、国において雇用調整助成金の支給決定がまだまだ少ない状況でありますことから、事業者の皆様には有効に活用していただきたいと、そのように考えているところでございます。

議員御提案の感染予防対策給付事業につきましては、約2か月以上もの人の動きが極端に制約されてきたところございまして、今後停滞しております社会経済活動を回復させる局面となっておりますことから、コロナウイルスとの共存という新しい生活様式を定着させていくためにも必要な支援であることは、私も議員も十分認識、承知しておりますところでございます。

このような世界的大規模災害とも言える事態に対しまして、優先順位云々ではなく、町民はもとより教育の分野でありますとか、子育て世帯の分野、店舗、企業等事業主の大小を問わず、多岐にわたり様々な方に対して支援が行き渡りますよう追加支援策に係ります財源の調整、特に冷え込んでおります景気の影響から税収の予測でありますとか、国の第2次補正予算に盛り込まれる施策、現国会でも今審議中でございますけれども、それらを含めた制度設計をしっかりと立てながら、加えて議員御提言の施策も参考に講じてまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） はっきりとやっていただけるというふうに私は理解をして壇上から降りたいと思いますので、再度、時期についても早急ということをお願いをしたいというふうに思っております。

まさに今でしょ、このタイミングしかないという意味でお答えを頂きますよう、よろしくお願いをしておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 意見を求めますか。

○5番（藤墳理君） 明確にやるといった旨の答えを頂いたようには私には感じなかったので、その点だけお願いをしたいと思います。

御回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 藤墳議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの御質問の中に、商工会としてアンケートを取ったというお話もございました。それらにももう一度改めて目を通すと同時に、事務方の方とも十分その辺を精査させていただきながら、全体を押しなべる中で最終の決定をしなければならないといった事情も十分御配慮、御理解を賜りたいというふうに思っております。

ここで何々の分野についてということを私も明言したいところでございますけれども、今朝、

車に乗ってくるときにラジオの放送を聞いておりましたら、戦後最大の景気の冷え込みだというようなことも報じられております。したがって、役場という事業所におきましても一般の事業所、企業と同じでありまして、入ってくるものがなかったら歳出でとんでもないことになるといったことが私に課せられた責務でもございますので、そういった事情があるということも御理解賜りたいと思います。

○議長（後藤省治君） よろしいですか、藤墳議員。

○5番（藤墳 理君） はい。

○議長（後藤省治君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 議長のお許しを頂きましたので、通告に従いましてコロナ禍を踏まえた防災・減災対策について質問をさせていただきます。

日本列島はこれから本格的な梅雨、そして台風シーズンを迎えます。新型コロナウイルスが終息しない中で、感染を広げないために自然災害にどのように備え、また行動すべきでしょうか。内閣府は、先月15日付で災害時に避難する際の注意事項などをホームページに掲載しております。

また、災害時に避難所での感染を恐れて避難をためらわないよう、危険な場所にいる人は避難することが原則と強く訴えています。一方で、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はないとしており、小・中学校や公民館だけでなく、安全な親戚や知人宅も避難先として考えることを提案しています。

さらに、避難所ではマスクや消毒液、体温計が不足する場合も想定するため、避難時にこれになるべく携行するよう推奨、また新型コロナ対策で自治体が指定する避難場所や避難所が変更、増設されている可能性があるため、災害時に自治体のホームページなどで確認することや、やむを得ず車中泊する際の注意点などを呼びかけています。

NPO法人環境防災総合政策研究機構の環境・防災研究所が4月、避難経験のある15都道府県の住民5,261人に聞いた調査結果によりますと、新型コロナの感染拡大が避難行動に影響すると答えた人は73%、影響を受ける行動として、車中泊避難をするが42%で最も多く、避難所に行くが様子を見て避難先を考える、感染防止対策をして避難所に行くなどが続きます。このようにコロナ禍での避難に住民の不安が高まる中、災害に対する備えに万全を期す必要があります。

そこで、災害時の感染拡大防止への取組についてお伺いをいたします。

国からは、避難所の3密防止、健康チェック、間仕切りの徹底など方針を打ち出しているところです。また、岐阜県では、全市町村に避難所運営ガイドラインを5月に示しており、これを受け、各市町村では避難所運営マニュアルの策定を進めており、高山市や美濃加茂市では新型コロナウイルス感染を踏まえた避難所への誘導訓練や手順の確認が行われたところです。

そこで、第1点目といたしまして、本町の現状に合った避難所運営マニュアルの策定状況を

お伺いいたします。

2点目といたしまして、本町が指定する避難所、例えば体育館以外に学校の空き室、旅館、在宅避難、または親族宅などの分散避難を検討していただく事態になった場合の住民への周知方法をお伺いいたします。

3点目、避難所での感染防止に必要な段ボールベッド、マスク、消毒液、体温計、野外テント、間仕切りなどの資機材購入が必要であります。資機材の手配はどのようになっているのかお伺いいたします。

御答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） それでは、中村議員の1つ目の御質問、避難所運営マニュアルの策定状況につきましてお答えをさせていただきます。

本町では、県の避難所運営ガイドラインに基づき、平成29年12月に避難所運営マニュアルを全面改訂し、その後も県のガイドラインに合わせて改訂を行っているところでございます。

このたび、県から新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、災害が発生し避難所に避難する必要が生じた場合に、避難所は3密状態になりやすく、感染が拡大するおそれが高いことから、現行の県のガイドラインに新型コロナウイルス感染症対策として新たに追加すべき対策や拡充すべき対策を取りまとめた新型コロナウイルス感染症対策編が提示されたのは、議員が言われたとおりでございます。

本町におきましても、県の要請を受け県のガイドラインに基づき、既存のマニュアルを補完する形で新型コロナウイルス感染症対策編を策定したところでございます。

次に、2つ目の御質問、分散避難を検討する事態になった場合の住民への周知方法につきましては、避難所は3密状態になりやすい環境であり、住民が災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所である指定緊急避難場所で、屋外であれば3密状態を解消できる可能性は高いですが、避難した住民が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅に戻れなくなった住民が一時的に滞在する施設である指定避難所は、災害の規模にもよりますが、長期間3密状態になる可能性が非常に高くなります。

そのため、災害と感染症の両方から自分の身を守るためには、マニュアルにも記載しておりますが、災害発生以前の事前の準備が重要となってきます。自宅の2階へ避難する垂直避難や、親戚や友人宅など、避難所以外に早めに避難することの検討、マスクや石けん、消毒液、体温計、タオル、スリッパ、ビニール手袋などの用意と持ち出し、避難者カードや健康状態チェックカードの事前準備の呼びかけにつきましては、広報「たるい」7月号や町ホームページを活用して啓発を行う予定でございます。

また、避難所の3密状態を解消するためには、避難所の占有場所間の間隔を2メートルほど確保することや、パーティションを設置するなど対策が必要となります。そうしますと、現在

想定しています収容人数を収容できないため、新たな避難所の確保が必要となるところでございます。

本町のマニュアルでも、指定避難所以外の施設の活用の検討やエコノミー症候群の発症のおそれがあり、推奨はしませんが、車中泊の増加も想定しており、避難所不足への対応についても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

その進捗状況につきましては、広報やホームページを使った周知、また防災行政無線を使って避難情報を発出する際、新しく拡大した避難所を周知するなど、住民の皆様が早めに確実に避難できるよう周知を図っていききたいと考えております。

次に3つ目の御質問、避難所の感染防止に必要な資機材の手配につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症に関わらず、避難所における感染症の感染予防対策は避難所運営を行う上で必要な事項であり、マスクや消毒液、使い捨てビニール手袋の備蓄、間仕切りの確保などを行っているところでございます。資機材や生活用品の備蓄は、今後も計画的に取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 御答弁ありがとうございました。

まず初めに、現在、町民の元に届けられております特別定額給付金において、担当課を中心に対策チームを立ち上げられまして、一日も早く町民の皆さんに届けたいということで大変な努力をしていただき、私のほうにもたくさんの喜びの声を頂いております。本当に職員の皆さんの御尽力にこの場をお借りいたしまして御礼を申し上げたいと思います。

避難所マニュアルについてですが、感染症対策編への改訂におきましても、スピード感を持って着手していただいていることに大変に安心をしたところです。防災・減災は平時の事前準備が大変に重要であると考えます。まずは、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、避難所の過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人等への避難を検討していただくことを周知することが大切であるということでお話がありました。今後も丁寧な周知をお願いしたいと思います。

そこで、資材の購入について再質問をさせていただきます。

今般の国の第2次補正予算案で拡充されることになる地方創生臨時交付金において、災害時の感染予防のためのマスクや消毒液、段ボールベッド等の資材の購入も可能となることから、災害時の備えとして同交付金をぜひ活用すべきだと考えますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 中村議員の再質問にお答えをしたいと思います。

先ほども少し触れさせていただきましたけれども、今、国において審議中の第2次補正予算の拡充の件でございますけれども、昨日の新聞では、今週あたりで可決されるやに報道がなされておりました。その中で、今議員がおっしゃいました感染症の予防対策に係ります費用も新

聞ではうたわれておりますので、十分そういったマスク、消毒液含めて、段ボールも含めて当交付金の活用をしてみたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

○議長（後藤省治君） 御苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。再開は10時10分といたします。

午前9時58分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。今回、コロナ関連の質問が大変多い中ではありますが、私からは、垂井町新型コロナウイルス感染症緊急対策の継続支援について、町長に問うてまいりたいと存じます。

今回、新型コロナウイルス感染拡大という非常事態を受けまして、垂井町主催の様々な行事等、中止や延期の決定をされました。こうした中止等の動きはネガティブに捉えることなく、これまでただ単に前年度踏襲していた事業をここで見直すきっかけにもなったと言えよう。それに伴い、財政調整基金や予備費、また執行の必要がなくなった財源を基に思い切った垂井町独自の支援策も出されました。スピード感を持った対応が求められる中で、若干お示しが遅いようにも感じましたが、他市町にはないような取組も示されており、大変評価しております。

この感染症については、明らかになっていないことが多く、すぐに状況が改善、もしくは消滅するものでもないとの報道もなされており、場合によっては長期化の懸念も指摘されております。よって、手洗いやアルコール消毒、そしてできる限りのソーシャルディスタンス、この頃はフィジカルディスタンスとも言われておりますが、それらを十分に組み込んでいかなければならず、感染拡大前の状況とは違った生活様式を継続して取り入れていかなければなりません。

一方、慎重な判断を要する部分ではありますが、明るい話題もあり、6月1日より町内の小・中学校が再開されました。これまでに経験したことのない状況下で休校中の家庭学習においても様々なサポートに当たってくださった教育長をはじめ、現場の先生方の御努力と再開に当たっては細心の注意を払っていただいていることに改めて感謝申し上げます。

私も子供が学校に通っておりますし、その親の一人として今回特に申し上げたいのは、こうした子育て家庭においては、働く親の就労状況と子供たちの生活や学習環境がこれまでとは一変した御家庭がほとんどであるということです。子供たちのあり余る力を家庭の中だけで何と

かしなければならなかった自粛期間中、工夫に工夫を重ねて過ごされていた各御家庭の状況は本当に大変そのもので、仕事量が落ち込み、労働時間の短縮等に伴い、毎月の月収や収入が減少された方、パート先の勤務調整で通常のような収入が見込めなくなった方、多くの業種で休業要請がされ、アルバイト先も休業となり、アルバイト代が学費等に充てられなくなった学生の方、中でも学生の方におきましては、授業の急なオンライン化に対応すべく、自らがその環境を整えなくてはならず、思わぬ高額な出費が伴い、大変苦慮されているとも聞き及んでおります。

時間の関係上、多くを申し上げることはできませんが、こうした状況を踏まえ、先行きが不透明な部分が多いことから、今回お示しのあった緊急対策の中には今回限りではなく、今後も継続して支援をしていかなければならないものがあると言えます。単発的な支援に終わることなく、状況が好転するまで継続して支援していくことこそが真の支援と言えるのではないのでしょうか。ただし、当然ながら、それには財源の確保が必要となるのは言うまでもありません。先述させていただいたように、見直しや不執行分、財政調整基金、予備費等の充当などが考えられますが、ここで今回、思い切った御提言をさせていただきたいと存じます。

給食費無償化を掲げた今年度、事業費として約4,300万円、一般財源からの捻出であります。中学生に限っての給食費無償化初年度となる今年度でありましたが、コロナのあおりを受けまして、6月1日現在、不破中学校、北中学校合わせまして832名の中学生が給食費無償化の恩恵を受けられずに来ているのは皆様御承知のことです。

確認ですが、中学生の給食費は一月4,700円、通常のように給食の提供があって給食費を支払わなくてもよいという状況ではなく、提供自体がなかった期間は無償化の恩恵とは言えません。この6月もしばらくは給食の提供はなく、今週8日からナン、ヨーグルト、牛乳といった献立の簡易給食での再開がなされ、来週15日からは、通常の献立から1品減らした品数の少ない献立での提供とのことあります。調理員の方々が一生懸命作ってくださっていた温かくておいしい完全な形での給食再開が大変待ち遠しく、これまでどおりが通用していくのかは不安な部分もあります。そもそも給食費無償化は先ほどから申し述べておりますが、中学生限定のものでありまして、町内全ての子供たち、その家庭が受けられるものではありません。子育て家庭の全面的な支援策と理解するにはなかなか難しいとのお声も寄せられております。

それよりも今回、事業費約4,600万円の御決断、児童手当の上乗せ、たるいっ子応援給付金、これも申し添えておきますと対象者は約4,600人、一般財源からの捻出であります。このたるいっ子応援給付金事業は、先述した生活環境等に有効的に対応できる支援策であり、生活や就労環境がこれまでとは変わった今日に幅広い御家庭でお役立ていただける支援と言え、大変評価いただいております。ただし、学ぶ立場としては同じである大学生に関しては国からの支援メニューもあるようですが、この対象にはならず、自ら学ぼうとしている学生への支援も我が町として必要と考えます。

一つ御紹介させていただくと、関東にあります先進自治体では、給付基準が比較的厳しい国

の給付対象から外れた学生に対しまして10万円の独自給付を決定され、今回800人分の補正予算を計上されたと聞き及んでおります。我が町で育つ子供たちを幅広く支援することは、将来、垂井の名を背負って活躍してくれる子供たちが我が町を大切に思う心を養い、将来必ずや垂井町の力になってくれることとも期待をされます。

そこで、この年度内支出する予定だった給食費無償化の財源やその他不執行となる予算、また、そのほか考えられる予算をいま一度見直し、たるいっ子応援給付金の継続と全ての学生への垂井町独自の教育支援金を支給してはと御提言申し上げます。学びの機会を妨げる教育環境の悪化と格差は決して招いてはなりません。

文部科学省からも示されている1人1台パソコンやタブレットの端末配備計画等、今回は質問時間に制限があり、同僚議員も御質問なさるようですが、多くを申し上げられませんが、教育環境の変化には地域間格差等も心配されております。もちろん、国からの各フォローはされるようですが、今後は御家庭においても対応していただかなくてはならない部分が出てくるのではと予想されます。御家庭でのオンライン対応も様々な中で、先ほど御提言申し上げた支援が教育環境の変化にも御活用いただけ、子供たちの学びの機会を増やすきっかけにもなるのではと考えます。

繰り返し申し述べますが、今年度既に予算組みがされた事業の中で多くの中止決定がされ、不執行となった事業もあり、この先も同じような対応を取らなければならない可能性があると言えます。予定どおりに事業が行われることが本来の姿かもしれません。一方では、税収の落ち込みを併せて考えていかなければなりません。しかし、この非常事態においては、そうした部分を大いに活用していただきたいと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

あえて申し上げますと、今必要とされるのは、身近な行政による町民皆様への継続した支援です。これまで必死に納めていただいた税金の有効な活用方法として垂井町ができることは何か、改めて考える時期だと言えます。今回の緊急対策で県内においても児童手当に3万円上乘せするなど、一度に多くの給付金を示された自治体もありますが、垂井町に求められていることは町民皆様に寄り添い、継続した伴走型の支援であります。

今、垂井町がお支えしないと誰がお支えするのでしょうか。未来ある子供たちのために、今こそ御決断いただきたいと存じます。町長施政方針「誰もが幸せに暮らせるまちづくり、子育て支援」、この国難の時代に子供たちが幸せであること、そしてその子供たちの幸せそうな顔を見て私たち大人も幸せになれること、一番忘れてはならないことと考えますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○10番（木村千秋君） 町長からの答弁じゃないんですか。

○副町長（片岡兼男君） 私からさせていただきます。

木村議員からの垂井町新型コロナウイルス感染症緊急対策の継続支援については、私のほう

からお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、国難とも言える今日、町民の皆様の安全・安心の確保と町内経済の低迷を可能な限り抑制することが行政に課せられた責務であります。また、5月の月例経済報告では、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあると発表され、本町においても町税等において大幅な減収が予想されるところでございます。平常時であれば、当初予算85億5,000万円の予算を執行することは至極当然のことではあります。しかしながら、今は非常時です。このような非常時においては、柔軟かつ慎重な予算執行が求められることから、早期に予算の組替えを行い、限られた財源を機能的に活用しながら感染症対策を施す必要があります。

そこで、先般、約1億4,000万円規模の生活支援事業及び経済対策事業と約7,000万円の予算執行留保事業を御提示させていただき、垂井町独自の支援及び対策事業につきましては5月22日付で専決処分を行い、早速、支援策の実施に取りかかったところです。今回の支援事業及び対策事業は、生活と経済の面から、町内におけるできるだけ多くの方や事業所などへ一律に支援が行き届くものと、今回の自粛等の要請で一番影響が大きかった子育て世代や打撃の大きかった事業所に対するもの、支援や対策を中心としたもので、町民の皆様にも少しでも早く行き届けばと願っているところでございます。

さて、岐阜県においては、5月14日に緊急事態宣言が解除され、住民生活や地域経済が少しずつ動き出してまいりましたが、今後の第2波、第3波に備えるためにも、国・県の動向を踏まえながら、町といたしましても継続的な支援を講じていかなければならないと考えております。

議員が申されるとおり3月から学校が休業し、それ以降、家庭学習を余儀なくされている小・中学生をはじめ高校生や大学生など将来を担う子供たちに対する生活支援や教育支援が非常に大切であることは重々承知しております。併せまして、地域経済を下支えすることも非常に大切でありますので、経済対策としての消費マインドを向上させる施策についても展開していかなければなりません。

議員からは、さらに支援の継続として、たるいっ子応援給付金の継続と全ての学生への垂井町独自の教育支援金を支給してはとの御提言でございますが、今後の見通しがはっきりしない不透明な社会経済状況において、急激な景気の低迷がリーマンショック以上と言われる中、大幅な税収の落ち込みが見込まれ、歳入欠陥の予測もされることから、議員が申される中学生の給食費無償化などを含む予算執行留保に伴う留保財源を安易に充てることについては、慎重にならざるを得ません。

しかしながら、先ほど質問者にも町長が答弁しましたとおり、町といたしましては、町民はもとより教育分野、子育て世代、店舗や企業など、事業主の大小を問わず様々な方に対して支援が行き渡るよう、追加支援策に係る制度設計や財源調整を図りながら、財源の可能な限り最大限の施策を講じてまいりたいと考えております。

議員が申される町民に寄り添った伴走型の支援につきましては、私どもも思うところは一緒でございます。今後、国の2次補正に係ります臨時交付金や施策の内容などが確定した後は精査の上、必要とされる次なる支援について慎重に判断をしたいと考えているところでございます。その際には、議員からの提言も参考にさせていただきますとともに、さらに議員皆様方の知恵と力をぜひともお貸しいただければ、何もの心強く感じるところでございますので、何とぞ御協力頂きますようよろしくお願いいたします。

冒頭に申し上げましたコロナ禍の中、国難と言われる今日ではありますが、やまない雨はないの言葉を信じて、当たり前の日常を早く取り戻すことができますよう、しばらくは見えない敵とうまく付き合っていかなければなりません。町といたしましては、改めて感染症対策に力強く取り組んでまいる所存ですので、引き続き御理解・御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

冒頭から町長に御答弁いただけると思っておりましたので、今度は町長に改めてお答えを頂きたいと思っております。

思いが一緒ということで大変うれしいですね、御評価させていただきたいと思います。非常時でありますと、その認識も私も一緒でございます。できるだけ多くの方に影響の大きかった子育て世帯へとということの御認識、それも大変ありがたいなと思っておりますし、町としても継続的な支援をしていかなければならないと思っているというのも大変心強いです。

御答弁にありましたように、今後の見通しがはっきりしない。だからこそ、垂井町としての確実な支援が今必要なんですね、それも継続した。いま一度、今回の提言、参考というのは当然もちろんしていただきたいですし、継続支援がしていただけるのかどうかははっきりお答えいただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 木村議員の再質問にお答えしたいと思います。

今年の4月7日に新型インフルエンザの対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、全国的に一気に緊張感が高まりました。そして、外出の自粛やら営業の自粛が要請され、加えて他人との接触機会を極力減らせといったようなことが求められる中、このたび垂井町といたしましても、生活や事業継続への不安に少しでも寄与すべく、対策案を7月の広報と一緒に町民の皆さんに配付したところでございます。先行した取組をこうして進めておるところでございますが、加えて国補正予算に関連した、先ほど中村議員からもおっしゃっていただきましたが、特別定額給付金、これをもうほぼほぼ配付が終えておるところでございますが、加えて子育て世帯への臨時特別給付金、それから議員も申されております町独自の事業として、たるいっ子応援給付金、このネームにつきましても子育て支援担当者の若い女性職員が考えてくれま

した。加えて店舗等の賃料の助成でございますが、こうしたように早急に対応すべく施策については、議員の皆様のご理解を頂きながら補正予算の専決処分を5月22日に終え、スピード感を持って取組を進めているところでございます。これはぜひとも御理解をお願いしたいところでございます。

その上で緊急対策でお示しをいたしました取組を着実に推進しているところでございますが、また感染症の影響によりまして収入が減少した世帯に対しましても、国民健康保険の傷病手当金の支給、ごみ袋の無償提供、これはまだ少し夏場を予定させていただいておりますが、全戸に提供してまいりたいと考えておりますし、このほか納税が困難な場合におきましては、町税の徴収、そしてまた水道事業料金等の納付の猶予を行うなど、実に生活に密着した、配慮したきめ細かな対応もさせていただいております。

一方で、小・中学校の児童・生徒の学習支援について少し触れたいと思いますが、休校が長期化した小・中学校におきましては、御案内のとおり、6月1日から段階的に活動を再開することといたしました。感染防止対策などの安全面や子供たちの心のケアについても十分配慮する旨は、先ほど教育長からも答弁をさせたとおりでございますが、学校教育の日常が一日も早く取り戻せるように取組を進めてまいります。

それとともに、今定例会にもお願いをいたしております児童・生徒1人1台のタブレット端末の配備でございます。金額にして3億4,000万円だったと思いますが、そういった予算措置も講じながら、学びを実現するための環境の整備も図っております。

以上のような取組を進める一方で、議員からも、たるいっ子応援給付金なるものを継続して進めよといった御提言でございますけれども、別のメニューでも今申し上げたような対策を講じさせていただいておりますので、先ほど副町長が御回答申し上げましたけれども、来る税制の収入等とのことも十分にやっばり私に置かれた責務でございますので、決して継続してやらんとは申しませんが、ここでやるということをいま一度、もう少し時間を頂きながら判断してまいりたいということでございますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 町長の御答弁ありがとうございます。

別メニューの御用意もあるような御答弁ありましたけれども、そちらも大切です。ただ、私は、このたるいっ子応援給付金、若い職員さん、女性職員さんがお考えいただいた、本当になじみやすいネーミングでいいなと思っております。本当にありがとうございます。

これにつきましては、本当に喜ばれておりますので、ぜひ今やらんとは言えないと、ただ、今ここでやるとは言えないということで、私は確約が欲しいなと思っております。ぜひ、このたるいっ子応援給付金の継続という形をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。大変期待申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 9番 角田寛でございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、先ほど来いろいろ御質問もあるかと思えますけれども、特にICT教育の整備とその活用につきまして質問をさせていただきます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、国におきましては4月7日に緊急事態宣言が出され、岐阜県におきましては、先月14日に緊急事態宣言の指定区域から除外、25日には全国都道府県で解除されたところでございます。しかし、今後、第2波、第3波が予想される中、新型コロナウイルスとの闘いは長期にわたることが予測されます。今後、コロナと共に生きる新しい生活様式が求められているところかと思えます。

こうした中、子供たちにとって大切な学びの場である学校は、新しい日常を確保する上で基本的なコロナ対策、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど、3密の回避を取りながらこの6月1日に再開されることになりました。子供たちにとりましては、待ちに待った学校が始まり、先生や友達と会えるということで、その喜びもひとしおではなかったかと思えますし、また地域に活力が多少なりとも戻ったのかなあという思いであります。また、先生方におかれましては、学校再開に向け、今まで以上に子供の安全の確保に努められ、大変な御苦労の中で子供たちとの再会ではなかったかと思えます。また、先ほど教育長のほうから御答弁がございましたけれども、休校中の期間内ではワークシートの配付により学習の確保、また学習の進捗状況や健康状況など確認の戸別訪問、メールや電話などの連絡ということで、まさに通常とは異なる学習指導、生活指導の御苦労ではなかったかと思ひ、その御苦労に改めて感謝申し上げるところでございます。

こうした新型コロナによる緊急事態の中で教育環境の充実が求められ、学校と家庭をつなげるオンライン授業の教育環境の整備がより一層高まりを見せているのではないかと思うところでございます。さきの3月議会におきましても、同僚議員からも質問がございましたが、国においては令和時代のGIGAスクール構想が今後5年にわたって実現を図っていこうというように計画されておりました。しかしながら、こうした当初は、小学校の高学年から低学年、中学校では1年生から2、3年生に1人1タブレット端末を確保して、4年かけてICT教育の充実を図っていくという計画になっていましたが、新型コロナウイルスの関係によりまして大幅に見直され、前倒しして全生徒に実施されるということになったところでございます。これによりまして、先ほども町長のほうからお話がありましたけれども、補正予算によりまして1人1タブレットの整備が予算化され、急激な対応が迫られることとなったと感じております。

この結果、学校内での通信ネットワークの整備による個別学習や動画を活用した授業、さらには家庭とつなぐ双方向のオンライン授業など、多面的な活用が考えられるところであります。教育現場においてはハード面、ソフト面での対応が迫られるところでございます。

その一方で、公正な、また公平な教育環境を確保する上で各家庭におけるICTの環境整備

状況の把握が求められ、すぐさまオンライン授業につなげていくことはなかなか困難な状況ではないかと思えます。そこで、まずハード面についてでございますが、小・中学校における校内ネットワークの整備を進めた後、ICT環境が整っていない家庭への支援など、今後どのように進められるのか。また、ソフト面でありますけれども、コロナ対応による安全確保と学習の遅れを取り戻す中で、急激に変化する教育現場でのICT化に向けた学習環境を確保していくことが大変重要になるかと思えます。したがって、ICT化を進める際の支援員、あるいはアドバイザーなど人的な体制整備が必要と考えられ、また情報管理セキュリティーの管理体制なども求められるところかなと思うところがございます。こうした方について、今後どのように進められるのかお伺いいたします。

さらに第2波、第3波の新型コロナウイルス感染症の発生が憂慮される中、ICT教育環境の整備がハード面、またソフト面でいつ、どの程度まで進められるのか、こうしたICT教育のロードマップについてぜひ作成していただき、今後のまた第2波、第3波における対応につなげていただければと思えますが、この点について所見を伺います。以上でございます。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 角田議員の御質問、ICT教育環境の整備と活用につきましてお答えをいたします。

ICTは、Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表すものでございます。昨今の急速に変化する情報化社会に柔軟かつ迅速に対応できるスキルの習得はこれからの社会に生きる子供たちに必須であり、タブレット端末などを活用した学びは今後の教育においてスタンダードなものになると思われます。

現在、国はGIGAスクール構想の実現を掲げていますが、このGIGAスクール構想とは、児童・生徒への1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質や能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することを趣旨としたものです。これまでの教育実践の積み重ねと最先端のICTがベストミックスを図ることにより、教師と児童・生徒の力を最大限に引き出すことが可能となります。1人1台のタブレット端末の整備により、これまでの学びのスタイルは大きく変わります。教師は授業中でも児童・生徒一人一人の反応を把握でき、一人一人の教育的ニーズや理解度に応じたきめ細かい個別学習と指導が実現できるようになります。

具体的な利活用のイメージといたしましては、一人一人が検索サイトを使って授業のテーマに応じた情報収集をし、情報を整理する。文書作成ソフトを活用し、十分考えながら長文を作成する。観察や実験を動画撮影することにより、何度でも振り返ったり、互いに交流したりする。各自で収集したデータや地図情報を重ね合わせることにより、スムーズな情報の共有と得られる結果から、より深い分析をすることなどが上げられます。

町におきましても、このGIGAスクール構想の実現に向けて国の補助を受け、本年度中に町内の全小・中学校の校内ネットワーク環境、無線LANと児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備を計画しております。しかしながら、議員も触れていただきましたとおり、今後これらの整備が完了した後に、すぐに子供たちがタブレットを自宅に持ち帰って活用したり、学校においてオンライン授業などを展開したりすることは困難であり、教師も子供たちもまず操作方法や取扱方法を学び、その上で具体的な活用方法を検討するなど、段階的に進めていく必要があります。そのため、議員御質問の1点目、ICT環境が整っていない家庭への支援につきましては、現時点では具体化をしておりますが、今後に向けて国の補助金、交付金などを活用し、Wi-Fi環境が整っていない御家庭へのモバイルルーターの貸与など、国の基準や他の自治体の状況も参考としながら検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、ICTの環境整備についてでございます。

タブレット端末を整備するに当たり、情報セキュリティーや適正管理、活用などの点も含め、今後マニュアル等の作成、管理体制の構築、操作研修、その他活用支援などは必要になるものと考えております。さらに将来的には、現行の教科書がデジタル化となり、多種多様なデジタル教材を活用することで児童・生徒一人一人に最適な学習内容を提供していくことも想定をしておく必要があります。今後、授業におけるタブレット活用の位置づけは大きく変わっていく可能性があり、これらの活用に当たっては、ICTに関し専門性の高い意識を持つ指導員や支援員を活用していくことが重要であると考えています。そのため、議員御質問の2点目、支援員などの体制整備及び情報セキュリティーの管理体制につきましては、今後のタブレット端末の導入に当たり、情報セキュリティーやマニュアル等の作成なども含めてGIGAスクールサポーターや支援員の導入などを検討してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、ICT教育のロードマップの作成に関する御質問ですが、冒頭にも申し上げましたとおり、GIGAスクール構想は、児童・生徒への1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを趣旨としております。そのため、町では今年度、校内ネットワーク環境と1人1台端末の整備を進め、次年度、令和3年度以降に教師と子供たちがICT環境を活用した学びの実現ができるよう段階的に取り組んでまいりたいと考えております。全ての児童・生徒がすぐに活用することができるタブレット端末授業を当初の目標に掲げ、タブレットに触れることの楽しさが授業を受けることの楽しさや理解に結びつくためにも、教師と子供たちがタブレット端末授業によるスタイルに慣れるまでの期間はとても重要であり、慎重に進めていく必要があります。現行の教師用教科書を主体とする授業からタブレット端末による授業に変わるためには、ICTによる個々の理解度や学習進捗状況等を総合的に判断する必要があります。現段階においてはICT教育ロードマップを作成し、具体的な時期をお示しすることは困難であります。今後、一連の整備が完了し、ICTを利活用した学習展開の方向性が決まる段階において、中長期的なロードマップをお示しさせていただきたいと考えておりますので、

よろしくお願い申し上げます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の第2波や新たな感染症、さらには大規模な災害発生などにより小・中学校が長期の臨時休業になった場合には、学びの保障のためにもICTが果たす役割は重要であると考えています。そのため、ICT教育環境の整備につきましては、引き続き財政所管課とも協議をし、また国の補助金や交付金を活用し、先ほど申し上げましたモバイルルーターをはじめ、カメラ、マイクなどの通信装置の整備など、ハード面と併せてソフト面も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

○9番（角田 寛君） 御答弁ありがとうございます。

一番大事なのは、やはり物が入って端末が入ったということで、何かすぐできるのかなというような、皆さん感覚を持たれる場合もありますので、やはりどんな時期にどのような学習が提供されるのかという、先ほど申されましたけれども、ロードマップをできるだけ早く策定していただいて、それをできるだけ早めに家庭の皆さんが分かりやすい形でお示しを頂けるとありがたいなというふうに思っておりますので、その点、今後ともよろしくお願いいたします。私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時52分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 安 田 功

会議録署名議員 角 田 寛

